

答申行政第93号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年8月4日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）及び（2）に掲げる公文書の開示請求を行った。

（1）〇〇市内の特定箇所の工場予定地は、宅造規制法上の許可申請がされていないにもかかわらず、現地調査の結果、隣地が原野であり、緊急性が乏しい（人命や財産に危害が及ぶ可能性が低い）ことから処分を実施しない、という超法規的方針を、県民局管理課と建築指導課とも協議して決定したとのことである。

平成〇年以降、何回現地確認の調査をし、何回、建築指導課と協議した日、時、場所、氏名の分かる行政資料を求める。

（2）当時、県の担当者はボーリング等の調査をしなければ安全性は保証できないと主張していたが、それを覆すだけの理由・根拠があつてのことだと思つるので、その分かる行政資料の開示を求める。

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の（1）及び（2）に掲げる公文書と特定した上で、請求のあつた公文書を非開示とする本件処分を行い、令和2年9月2日付けで審査請求人に通知した。

（1）〇〇市の特定箇所における宅地造成等規制法に関する行政指導について、平成〇年以降何回現地確認の調査をし、何回、建築指導課と協議した日、時、場所、氏名の分かる公文書

（2）〇〇市の特定箇所における宅地造成等規制法に関する行政指導について、平成〇～〇年、県の担当者は、ボーリング等の調査をしなければ、安全性は保証できないと主張していたが、それを覆すだけの理由、根拠が分かる公文書

3 本件処分において実施機関が非開示とした理由は、次のようなものであつた。

（1）第2の2（1）の文書

条例第7条第5号該当

管理課において、公正な行政処分を実施するため、建築指導課をはじめとした関係機関と協議した内容を記載した文書である。この文書を用い、機関内部で検討及び協議を実施したところであり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

（2）第2の2（2）の文書

請求のあった公文書については作成していないため、保有していない。

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年9月11日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年2月8日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

その行政文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

（1）第2の1（1）について

この文書を開示しないことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、その行政文書の開示を求める。

そうしなければ、管理課の行政処分の公正性、不公正性が県民に明らかにならないからである。

最初の管理課の審査請求人の主張に対する対応が違法、不当、不適正であったために、審査請求人のみならず、隣地を所有している者も不必要な、本来あり得べからざる状態に至らしめている。岡山県知事の罪は重大である。

（2）第2の1（2）について

当該項目については、主張が行われていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

（1）第2の1（1）について

今回非開示とした文書は、審査請求人が管理課に来課した際の言動等の記録及び当該言動に対する管理課の評価を記載した文書であることに加え、審査請求人の要求に対し、管理課において、公正な行政処分を実施するため、建築指導課をはじめとした関係機関と協議した内容を記載した文書である。

この文書を用い、機関内部で検討及び協議を実施したところであり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号の規定により、非開示の処分を行った。

(2) 第2の1 (2) について

当該項目については、主張が行われていない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 略

3 条例第7条第5号の該当性について

実施機関が条例第7条第5号に定める非開示事由に該当する文書と判断した公文書につき、審査会においてインカメラにより見分し、具体的に検討したところ、当該文書は、宅地造成等規制法に関する規制の権限を有する県の担当部署が、同法上の規制に関し、岡山県土木部都市局建築指導課等の関係機関との間での協議及び検討の内容を記録し、保有している文書であることが認められた。

当該公文書に記録されている内容を開示することにより、一般的に意思決定の前の段階で外部からの干渉や圧力を受け、行政庁が偏りのない立場で判断すべき行政指導の目的合理性が不当に損なわれるおそれがあるものであることが認められた。また、当該文書からは、非開示情報を容易に分離することはできないと認められた。

よって、当該公文書に関しては、実施機関が条例第7条第5号に該当するとして当該文書の全部を開示しなかった判断は、妥当である。

なお、審査請求人が、開示しないことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるからこそ開示すべきであると主張している点については、上記で指摘したおそれにかかわらず当該事案に関する協議及び検討の過程を開示すべき特段の事情は認められなかった。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものでは

ない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2 月 8 日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 3 月19日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和3年 4 月30日 (審査会第2回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月18日 (審査会第3回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。 (うち審査請求人の意見陳述は、審査会事務局が審査請求人から電話で聴取した内容を筆記し、審査会に提出する方法により実施した。)
令和3年 7 月29日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 8 月19日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和3年 8 月26日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。